

放課後児童対策の一層の強化を図るため、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を「放課後児童対策パッケージ 2026」としてとりまとめましたので通知します。

こ 成 環 第 7 7 3 号
7 文 科 教 第 1 4 3 6 号
令和 7 年 1 2 月 2 6 日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

こども家庭庁成育局長
文部科学省総合教育政策局長
文部科学省初等中等教育局長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長

「放課後児童対策パッケージ 2026」について（通知）

日頃より、放課後児童対策を推進いただき、御礼申し上げます。

各自治体の皆様の御尽力により、令和 7 年 5 月 1 日時点において、放課後児童クラブの登録児童数が約 157 万人となり、これまで国が目標としてきた約 152 万人分の受け皿整備を達成しましたが、登録児童数が増加している一方で、依然約 1.6 万人の待機児童数が生じていることを踏まえ、今般、新たな整備目標を設定するとともに、今後の取組の方向性を示すこととし、「放課後児童対策パッケージ 2026」をとりまとめました。

こども家庭庁及び文部科学省としては、放課後児童対策について、これまであらゆる機会を通じて連携し、全てのこどもが安全で安心した豊かな放課後の居場所を持てるよう、様々な取組を進めてきたところです。

こどものウェルビーイングを確保していくという「こどもまんなか」の理念を踏まえ、どの地域に住んでいても、全てのこども達が安心して安全に利用できる居場所が確保される環境を整備することは大変重要であり、各自治体におかれては、引き続き福祉部局と教育委員会の更なる連携を図りつつ、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を進めるとともに、「こどもの居場所づくりに関する指針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）」も参照しつつ、こども・若者の居場所づくりを進めていただきますようお願いいたします。

特に放課後児童クラブの場の確保に向けた学校施設の活用については、様々な機会を通じて各自治体における積極的な対応をお願いしてきたところですが、今後、各自治体におかれては「放課後児童対策パッケージ 2026」を踏まえ下記の事項に御留意の上、御対応をお願いします。

つきましては、「放課後児童対策パッケージ」の効果的かつ円滑な実施に御配慮いただくとともに、管内・域内市区町村に対して、都道府県・指定都市・中核市教育委員会におかれては、所管の学校及び域内市区町村教育委員会に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1. 学校施設の活用の際して余裕教室の活用が見込めない場合、学校敷地内のプレハブ施設の整備や特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討し、これらの教室等が活用できない場合は、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましいこと。
2. タイムシェアを進める際は、自治体内の福祉部局及び教育委員会の担当職員において管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項を整備することが望ましく、別添通知（「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めにについて」（令和元年 7 月 4 日付け元教地推第 12 号・子子発 0704 第 1 号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）及び「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（令和 5 年 8 月 31 日付けこ成環第 125 号・5 教地推第 71 号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、初等中等教育局初等中等教育企画課長通知））において示している協定書のひな形や関係部署間の確認事項（例）を参考とすること。
3. 学校施設の活用は、自治体の福祉部局の担当職員が学校の管理職と交渉とすることで進めるのではなく、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定し、福祉部局及び教育委員会が一体的に対応していくことが望ましいこと。

以上

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブに関する事】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

電話：03(6861)0303

【放課後子供教室、学校運営協議会に関する事】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室

電話：03(5253)4111 内線：2005

【総合教育会議に関する事】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

【公立学校施設の整備に係る補助及び活用（財産処分）に関する事】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

放課後児童対策パッケージ 2026

令和 7 年 12 月

こども家庭庁・文部科学省

放課後のこどもの豊かな時間、安全・安心な居場所を確保することは、次代を担う人材を育成する観点及び共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から喫緊の課題である。そのため、これまでこども家庭庁（令和 4 年度以前は厚生労働省）と文部科学省では、平成 26 年から「放課後子ども総合プラン（平成 26 年 7 月策定）」、「新・放課後子ども総合プラン（平成 30 年 9 月策定。以下「新プラン」という。）」、「放課後児童対策パッケージ（令和 5 年 12 月策定。以下「パッケージ 2024」という。）」、「放課後児童対策パッケージ 2025（令和 6 年 12 月策定）」と総合的な対策を実施し、場や人材の確保等を通じた放課後児童クラブの受け皿整備や、多様な居場所づくり等の全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための取組を、待機児童発生状況の偏りや、補助事業の未活用、関係部局間・関係者間の連携不足にも着目しながら、推進してきたところである。

これら取組の成果として、令和 7 年 5 月 1 日時点において、放課後児童クラブにおける登録児童数は、目標としてきた 152 万人¹を超えて約 157 万人となり、待機児童数も 16,330 人と、前年の 17,686 人から減少したところである。

しかし、依然として約 1.6 万人の待機児童数となっていることから、今般、新たな受け皿整備の目標を定めて取組を進めることとし、放課後の児童の居場所確保に向け、両省庁が連携し、取り組む内容について、以下のとおり、「放課後児童対策パッケージ 2026」としてとりまとめた。

本パッケージに則り、こども家庭庁と文部科学省とが連携し、全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、都道府県・市町村（特別区を含む。以下同じ。）における児童の放課後の居場所の質・量両面での充足を支援し、「こどもまんなか」な放課後の実現を推進していく。これにより、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図る。

¹ 「こども未来戦略」（令和 5 年 12 月閣議決定）において、新プランによる受け皿の拡大（約 122 万人から約 152 万人への拡大）を「加速化プラン」の期間中の早期に達成できるよう取り組むこととしていた。

パッケージ 2026 のポイント

（放課後児童クラブの受け皿整備の目標）

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は 2030 年頃に約 165 万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目指す。

（受け皿整備の方向性）

- こども達に豊かな体験を提供する観点及びこどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型²を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた、学校施設等の既存施設の活用を、より一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、地域や職域の状況に応じて小学生の預かり機能を生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

（これまでの取組の更なる推進）

- その他、待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、深刻な人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る（以下、新規・拡充・見直し施策には下線）。

² 放課後児童クラブ及び放課後子供教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子供教室の活動プログラムに参加し、交流できるものを「連携型」としている。また、「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているものを、新プランにおいては「一体型」として推進してきたが、これをパッケージ 2024 以降「校内交流型」と改めた。同一小学校区内で両事業を実施する場合は、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が「校内交流型」又は「連携型」として連携が進められるようにする。

放課後児童対策の具体的な内容を示すに先立ち、放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標及び受け皿整備の方針について次に示す。

放課後児童クラブの受け皿整備の目標

各自治体での整備が順調に進んでいる結果、放課後児童クラブの登録児童数が増加し、待機児童数は減少に転じたものの、引き続き約 1.6 万人の待機児童数が発生している。この背景には、児童数が減少に転じている一方で、保護者世代の女性の就業率が上昇を続けていることが要因の一つとして考えられる。

希望するこども・子育て家庭が放課後児童クラブを利用できる環境の整備のため、女性の正規雇用での就業率が引き続き上昇する想定の下、6-11 歳の児童数を踏まえ、今後の放課後児童クラブの需要（登録児童数）を推計し、新たな受け皿整備目標を以下のとおり設定する。

目標：令和 12（2030）年頃までに、約 165 万人分の受け皿整備を進める。

受け皿整備の方向性

2030 年頃以降については、放課後児童クラブへのニーズは全国的に減少に転じるものと見込まれ、また、地域においては既に減少に転じているところもある。また、保護者及び児童においては、より安全・安心で利便性の高い居場所を求める声がある。これらのことを踏まえ、放課後児童クラブの整備に当たっては、持続可能性や安全性、利便性を考慮する必要があるため、学校施設等の既存施設の活用をより一層推進することを基本とする。

その際、体験格差³の解消の観点も含め、こども達へ豊かな体験を提供すること、また、こどもや子育て家庭が安心して利用できることを踏まえ、過密状態を避ける視点を持った上で、小学校内で実施される放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとする。

加えて、放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声も踏まえ、小学生の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。

なお、人口減少が急速に進む中、人手不足により必要な職員が確保できないため、場が確保できたとしても放課後児童クラブの新規開設や定員拡充が困難となっている自治体があることから、人材確保に係る取組をより一層進めていく。

³ 「体験格差」とは、放課後におけるスポーツや部活動等の「生活・文化体験活動」や、登山やキャンプ、ハイキング等の「自然体験活動」、ボランティア等の「社会体験活動」等の、社会で求められるコミュニケーション能力や自立心、主体性、協調性、チャレンジ精神、責任感、創造力、変化に対応する力、異なる他者と協働したりする能力等を育むために必要な多様な活動について、家庭の経済力等によって、こども達の間にそうした体験を得る機会に差が生じている状況をいう。

Ⅰ．放課後児童対策の具体的な内容について

(Ⅰ) 放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

待機児童の解消に向けて、これまで実施してきた「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」「時期的なニーズの変動等への対応」の推進に引き続き取り組む。また、これらの各種支援策を、待機児童数の多い自治体に対して、それぞれの状況に応じて両省庁から積極的に紹介し、活用を助言する（プッシュ型支援）等、自治体へのきめ細かな支援に努める。

Ⅰ) 放課後児童クラブを開設する場の確保

場の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要がある。ただし、中長期的な視点に立つと、新たな施設整備は維持することへの負担が想定される。放課後児童クラブが持続可能なものとなるよう、その整備における基本的な選択肢として、学校施設や公共施設等の既存施設とすることが期待される。自治体によっては、小学校の低学年の普通教室をタイムシェアにより活用したり、中学校や大学施設も活用したりするなど、既存施設の活用が進められている。地域にある資源を積極的に開発していく視点が必要になっている。

保護者及び児童においては、安全・安心で利便性の高い居場所を求める声があるため、自治体においては、まずは、放課後児童クラブを利用する児童が在籍する小学校内での実施について検討を行うことが望ましい。小学校内の施設については、小学校 35 人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中で、余裕教室の活用が見込めない場合もあることから、学校敷地内のプレハブ施設の整備や、特別教室等の一時的な活用（タイムシェア）を積極的に検討する必要がある。これらの教室等が活用できない場合は、低学年の普通教室のタイムシェアも検討することが望ましい。

また、学校外においても利活用できる既存施設等における空間の確保や施設整備も拡充して対応していく。

① 放課後児童クラブの施設整備に係る補助率の嵩上げ

待機児童が発生している自治体に対する施設整備費の嵩上げを継続する。あわせて、嵩上げ後の自治体負担分への更なる補助を実施し、待機児童対策を加速化する。なお、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、補助のあり方について検討を行う。（こども家庭庁：令和 7 年度補正予算⁴⁾

⁴⁾ 予算の表記については、令和 7 年度補正予算及び令和 8 年度予算案における新規・拡充事業についてのみ記載している。

② 学校（校舎、敷地）内における放課後子供教室と連携する放課後児童クラブの整備推進
校内交流型を整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金、子ども・子育て支援交付金）の補助基準額の引き上げを継続して実施することで、引き続き学校内における放課後児童クラブの整備を促進する。（こども家庭庁）

③ 学校施設の積極的な活用

学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、学校教育に支障が生じない範囲で、余裕教室の活用に加えて、学校内の低学年の普通教室、特別教室、学校図書館等のタイムシェアや、体育館や校庭等の有効活用、廃校施設の活用を図るよう、自治体に検討を促していく。

タイムシェアを進めていく際、学校における働き方改革の観点も踏まえ、教師の新たな負担とならないよう、学校施設を活用する場合は特に次のことに留意することが必要である。

- ・管理運営上の責任体制等を明確化するための確認事項は、自治体内の福祉部局及び教育委員会の担当職員において、主体的に覚書、協定書等を作成することにより整備すること。
- ・資材の一時保管、搬入、教室の原状回復等の新たに発生する対応については、放課後児童クラブの職員をはじめとする学校の教職員以外の者が責任をもって行うことを徹底すること。

なお、学校施設の活用について検討を行う際、福祉部局の担当職員が直接学校の管理職と交渉を行い、調整が円滑に進まない状況になっている自治体があるが、まずは自治体の行政組織内で協議を行い、首長、教育長等のトップレベル間で方針を決定し、福祉部局及び教育委員会が一体的に対応していくことが望ましい。また、コミュニティ・スクール等の仕組みも活用しながら、学校内の教室等の活用を求める保護者等の声を把握し、行政組織へ適切に伝えていくことも必要である。（こども家庭庁・文部科学省）

④ 学校外における放課後児童クラブの整備推進

学校敷地外で地域のこどもと共に過ごし交流する場を一体的に整備する場合（子ども・子育て支援施設整備交付金）の補助基準額の引き上げを継続して実施し、学校内の校舎や敷地に余裕がない地域を含む学校外における放課後児童クラブの整備を推進する。

あわせて、「放課後児童クラブ利用調整支援事業」を活用の上、市町村が放課後児童クラブの設置等に向けた既存施設の空きスペースの確保支援等を行えるよう、積極的に周知する。

また、都市公園における放課後児童クラブの設置について、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、合理的な土地利用の促進を図るため特に必要であると認められるものであって、技術的基準に適合する場合については、占用許可を受けられることを周知する。（こども家庭庁）

⑤ 賃貸物件等を活用した放課後児童クラブの受け皿整備の推進

放課後児童クラブの量的拡充を図るため、学校敷地内外のプレハブリース料への補助を継続するとともに、令和6年度に引き上げた民家・アパート等を使用する際の賃借料補助水準を維持し、受け皿整備の推進を図る。（こども家庭庁）

⑥ 保育所等の積極的な活用

保育所等における放課後児童クラブの実施に関して、余裕スペースにおけるタイムシェアの推進や施設を転用する際の財産処分手続の周知を行うとともに、こうした施設を活用する場合の放課後児童クラブの職員体制や専有面積等の基準上の解釈を周知する。（こども家庭庁）

⑦ スモールコンセSSIONによる事業所整備の周知

「スモールコンセSSION」とは、廃校等の空き施設や自治体が所有する古民家等の空き家について、民間事業者の創意工夫を最大限に生かした小規模な官民連携事業により、地域課題の解決やエリア価値の向上につなげる取組の総称であり、放課後児童クラブの場の確保方策において参考になると考えるため、国土交通省と連携し、周知を行う。（こども家庭庁）

2) 放課後児童クラブを運営する人材の確保

人材の確保については、放課後児童クラブの安定的な運営を図る観点から、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下、「加速化プラン」という。）に盛り込まれた常勤職員配置の改善等に引き続き取り組む。

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善

放課後児童クラブの安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から、「加速化プラン」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員を複数配置する放課後児童クラブに対する補助を継続して実施する。（こども家庭庁）

② 放課後児童クラブに従事する職員に対する処遇改善【一部拡充】

放課後児童支援員等に対する各種処遇改善事業を継続し、放課後児童クラブにおける人材確保を支援する。具体的には、18時30分以降開所している放課後児童クラブにおける賃金改善の実施に対する費用補助（放課後児童支援員等処遇改善等事業）、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善の実施に対する費用補助（放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業）、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置に対する費用補助（放課後

児童支援員等処遇改善事業（月額 9,000 円相当賃金改善）を実施するよう、あらゆる機会を通じて自治体に周知していく。

このうち、放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業については、キャリア形成や資質向上に資するよう、勤続年数の区分に「3年」を創設する。（こども家庭庁：令和8年度予算案）

③ 放課後児童クラブに従事する職員の確保支援

待機児童が発生している都道府県（待機児童数 300 人以上）・市町村（同 100 人以上）が、放課後児童クラブに従事する職員を確保するために、事業の魅力発信を向上させる先駆的な取組（職場見学会、広報活動等）や民間参入支援に必要な経費の補助を行うことにより、自治体における人材確保を促進する。（こども家庭庁：令和8年度予算案）

④ 平日夜間の人材確保支援

放課後児童クラブを夜間にかけて開所する場合、人材を確保することが更に困難となることから、令和7年度から変更した長時間開所加算（平日分）の要件を継続し、財政支援を行う。（こども家庭庁）

⑤ 保育士・保育所支援センター等やハローワークと連携した人材確保支援

「保育人材等就職・交流支援事業」において、放課後児童支援員を対象とした取組も補助の対象とすることや、「保育士・保育所支援センター設置運営事業」において、放課後児童支援員も人材確保支援の対象とする際の加算を行うことを継続し、自治体における人材確保を促進する。

加えて、放課後児童支援員については、希望する就職にはつながりやすい一方で求職者が少ない現状を踏まえ、ハローワークと連携して潜在層の掘り起こし等を行う。具体的には、ハローワークにおけるセミナーや就職説明会等の場において、保育士等とあわせて放課後児童支援員についてもその対象とする等、様々な機会を通じて採用機会の拡大を図る。（こども家庭庁）

⑥ ICT 化の推進による職員の業務負担軽減

放課後児童クラブ業務の ICT 化を推進するとともに、オンラインを活用した資質向上研修等を行うために必要な経費、通訳サービス等の使用に必要な経費を支援することにより、利用環境を整備し、放課後児童支援員等の業務負担の軽減を図る。（こども家庭庁：令和8年度予算案）

⑦ 育成支援の周辺業務を行う職員の配置による業務負担軽減

放課後児童支援員等が育成支援に専念できるよう周辺業務を行う職員配置等を行う事業（放課後児童クラブ育成支援体制強化事業）を継続して実施し、この活用についてあらゆる機会を通じて自治体に周知していく。（こども家庭庁）

⑧ 放課後児童クラブ分野のDX化による職員の業務負担軽減

放課後児童クラブDXを推進するためのコンソーシアム（構成員：市町村、放課後児童クラブ運営法人、事業所、開発ベンダー等）を設置する市町村に対して、実証に係る経費の補助を行うことにより、利用調整の円滑化による待機児童対策を推進するとともに、職員の業務負担軽減を図る事業を継続する。また、その成果を周知する。（こども家庭庁：令和7年度補正予算）

⑨ シルバー人材センターとの連携【新規】

厚生労働省とこども家庭庁による連名通知⁵を踏まえ、シルバー人材センターと連携して担い手の確保、シルバー人材センター会員の放課後児童クラブにおける就業機会の確保等を推進する。（こども家庭庁）

⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上【新規】

放課後児童クラブにおける人材確保や認知度の向上等に資する広報素材を作成するとともに、効果的な広報活動を行い、広く周知、啓発を行う。あわせて、こどもの居場所づくりの関心層に向けた広報活動を実施する。（こども家庭庁）

⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【新規】

放課後児童支援員の人材確保や、受講者と認定資格研修を実施する都道府県等の負担軽減のため、国がオンデマンド研修教材や修了テストを開発し、実施主体に提供する。あわせて、認定資格研修の受講要件や研修内容、子育て支援員研修（専門研修・放課後児童コース）の内容等について検討を継続する。（こども家庭庁：令和8年度予算案）

3) 適切な利用調整（マッチング）

適切な利用調整（マッチング）の面では、正確な待機児童の発生状況や放課後児童クラブの空き状況を適時に把握し、調整を行うことが求められる。また、地域の実情等に応じて、在籍している小学校から離れた放課後児童クラブへの送迎を行うことにより、空き定員を有

⁵ 「放課後児童健全育成事業におけるシルバー人材センターの関与について」（令和7年11月10日付け こ成環第703号・職高発1110第1号こども家庭庁成育局成育環境課長・厚生労働省職業安定局高齢者雇用対策課長通知）

効活用し、放課後にこどもが過ごす場を確保することも有効である。

マッチングに際しては、待機児童の状況をより詳細に把握した情報を活かし、まずは就学に当たっての保護者の不安が強いと想定される小学校新１年生への対応を行うなど、不安や就労と子育ての両立の壁がより高いと想定される層への対応に留意する。

また、こうした取組を着実に実施できるよう、地方自治体における、こども・子育て家庭の放課後児童クラブへのニーズの適確な把握を推進する。

① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表【一部新規】

待機児童数を適確に把握し、対策に反映していくため、５月１日時点及び１０月１日時点の放課後児童クラブの実施状況に関する調査を継続して実施するとともに、利用ニーズの正確な把握のため、待機児童の具体的な状況（学年、放課後児童クラブ以外の居場所の有無やその利用人数）等を明らかにする。あわせて、待機児童については、国として定義を示しているところであるが、自治体に対して改めて定義を周知し、正確な待機児童の把握に努め、マッチングを実効的にするため十分な整備量を検討するよう要請する。（こども家庭庁）

② 放課後児童クラブ利用調整支援事業や送迎支援の拡充による待機児童と空き定員のマッチングの推進等

「放課後児童クラブ利用調整支援事業」により、待機児童に対して、利用者のニーズに応じ、定員に余裕のある他の放課後児童クラブの利用をあっせんする。その際、定員に余裕のある放課後児童クラブへの送迎支援について、待機児童発生自治体に対する拡充策を令和７年度も維持することで、移動時の安全確保にも配慮しつつ、待機児童対策を推進する。（こども家庭庁）

加えて、地域の公共交通のり・デザイン実現会議とりまとめ（令和６年５月１７日）^６に基づき、「放課後児童クラブ送迎支援事業」の実施においては、地域の公共交通事業者等への送迎業務の委託が可能であることを自治体に対して引き続き周知する。（こども家庭庁）

また、移動時の安全確保に配慮するため、スクールバスの運行ルート上に放課後児童クラブや放課後子供教室の実施場所を設定することが考えられることを自治体に対して周知する。（こども家庭庁・文部科学省）

４）時期的なニーズの変動等への対応

① 夏季休業期間中における放課後児童クラブの開所支援

放課後児童クラブの年度前半の利用ニーズが高いことに対する支援として、放課後児童クラブが小学校の夏季休業期間中に事業所内において支援単位を増やす場合の補助に加えて、

^６ https://www.mlit.go.jp/report/press/sogol2_hh_000366.html

事業所外の分室において、一時的に放課後児童クラブを実施する場合等に必要な運営費等の補助を行うことを継続し、受け皿の量的拡充を図る。（こども家庭庁）

② 児童数の増加による減額措置の猶予【新規】

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）に基づき、1 支援の単位あたりの集団規模はおおむね 40 人以下が望ましいとしているところ、途中での入退所が想定されている放課後児童クラブの特性を踏まえ、補助金では 36～45 人の支援の単位への財政支援を厚くしている。待機児童が発生している状況下において、やむを得ない理由により、一時的に望ましい人数を超過した場合において、追加的な人員確保等の対策の推進を図るため、こどもの安全確保がされるよう要件を定めた上で、限定的な範囲において減額措置の猶予を行う。（こども家庭庁：令和 8 年度予算案）

③ 開所日数に関する考え方の整理・検討

保護者の就業状況の変化により、放課後児童クラブの利用状況にも変化がみられることから、年間 250 日以上開所するとしている基準の考え方や、特例的に認めている年間 200 日以上開所に対する補助のあり方について整理・検討を進める。その際、校内交流型を実施している自治体もあることから、放課後子供教室との連携状況も鑑みて、検討を行う。（こども家庭庁・文部科学省）

④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知

小学校の長期休業期間中にさまざまな形態で昼食提供を行う放課後児童クラブが増加している。取組事例や放課後児童クラブ運営指針における留意事項を周知すると共に、「放課後児童クラブ育成支援体制強化事業」や対象にに応じて「地域こどもの生活支援強化事業」が活用しうることを周知し、安全・安心な昼食提供が実施されることを支援する。（こども家庭庁）

⑤ 物価高騰等に対する支援【新規】

放課後児童クラブが、昨今の物価高騰等による厳しい環境の中でも安定的な事業運営を継続し、サービスが提供できるように支援する。（こども家庭庁：令和 7 年度補正予算）

5) 自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

① 待機児童が多数発生している自治体への支援

待機児童が多数発生している自治体や放課後児童対策に課題を抱えている自治体に対しては、こども家庭庁・文部科学省からプッシュ型で、当該自治体の福祉部局・教育委員会双

方への支援を行う。具体的には、両省庁の担当者が協力し、補助金等に関する情報提供や、学校施設活用等の学校との連携に関する助言等を行う。（こども家庭庁・文部科学省）

また、待機児童が多数発生している自治体について、自治体間の情報共有を促進し取組の参考となるよう、待機児童の詳細な状況と合わせて、各種補助事業の活用状況等、待機児童対策の取組状況も公表する。（こども家庭庁）

② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進等

学校施設を活用して放課後児童クラブを実施するに当たっては、自治体における福祉部局と教育委員会の連携に加え、放課後児童クラブ関係者等（放課後子供教室を実施している場合には、地域学校協働活動推進員⁷等の放課後子供教室関係者を含む）と学校関係者の間で十分な連携・協力を図る必要がある。この点、放課後児童クラブ関係者等を学校運営協議会の委員に加え、学校運営協議会において学校施設の活用に係るニーズ、支援が必要な児童への対応、児童間のいじめに係る対応等を共有することなど、コミュニティ・スクールの仕組みを通して連携を充実させることが効果的であることから、そうした好事例を周知するなどして学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。（文部科学省）

また、コミュニティ・スクール等の仕組みの活用の如何を問わず、放課後児童クラブ等の放課後の活動を提供する団体と学校側との定期的な情報交換等の連携を推進し、児童の状況やニーズ等を踏まえた、より豊かな放課後の時間が提供されるよう促す。（こども家庭庁・文部科学省）

（２）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

全てのこどもにとって、放課後における安全・安心な居場所の確保は重要である。このため、これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進していく。あわせて、居場所におけるこどもへの支援等の質の向上に資する取組を多角的に行っていくほか、従事する職員やコーディネートする人材の確保に向けた支援を講ずる。

１）多様な居場所づくりの推進

① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進

こどもたちの体験格差に対して、豊かな放課後の時間・空間を提供することにつながる放課後児童クラブと放課後子供教室の連携は重要であるため、特に「校内交流型」の実施を強

⁷ 地域学校協働活動を実施するにあたり、企画・提案や関係者との調整など全体のコーディネートを行う者で、社会教育法第９条の７の規定に基づき教育委員会が委嘱した者

力に進めていく。

そのため、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を活用して放課後子供教室を実施する場合には、校内交流型を中心として連携して実施すること、放課後児童クラブの児童も含めた全てのこどもたちの参加促進が図られるよう努めることを自治体に対して要請する。また、同事業における校内交流型・連携型に対するインセンティブ付与⁸を引き続き実施する。（文部科学省）

また、放課後児童クラブについても校内交流型・連携型への支援を拡充していく。（こども家庭庁：再掲）

② こどもの居場所づくりの推進

「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月閣議決定）は、全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験活動、外遊びの機会に接し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で成長する「こどもまんなか」な居場所づくりを目指すものである。この趣旨は、放課後児童対策全体においても共有されるものであり、引き続き指針の趣旨を周知していく。（こども家庭庁・文部科学省）

あわせて、本指針に基づき、各自治体におけるニーズ把握や広報啓発等の支援を行うとともに、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」や支援体制構築等を行うコーディネーター配置支援を行う。（こども家庭庁：令和7年度補正予算、令和8年度予算案）

また、地域学校協働活動と連携した居場所づくりの充実を図るため、当該コーディネーターと地域学校協働活動推進員等の連携を促進する。（こども家庭庁・文部科学省）

さらに、中山間地域等の児童が少ない地域において、地域の実情に応じ、こどもの安全・安心な居場所の確保を図るため、小規模の放課後児童の預かり事業と地域子ども・子育て会議において認められた事業などを組み合わせた多機能の居場所づくり（小規模多機能・放課後児童支援事業）を推進する。

加えて、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上いる自治体において、児童館・公民館等に専門スタッフを配置し、入退館管理等を行う事業（放課後居場所緊急対策事業）を継続する。また、長期休業中の待機児童対策としても同事業が活用可能であることを周知する。このほか、児童館に放課後児童クラブを併設するとともに、学校から児童館への直接来館（いわゆるランドセル来館）を推進するため、運営上の課題等を整理し、情報提供を行う。（こども家庭庁）

⁸ 校内交流型及び連携型の放課後子供教室の新規開設時における備品整備に関するインセンティブ付与を引き続き実施する。

③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進等（一部再掲）

学校施設の活用のみならず、放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力を図ることが効果的である。このため、好事例の周知、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等について豊富な知見を有するCSマイスターの派遣等により、学校運営協議会制度の導入や積極的活用に向けた自治体の取組を推進する。（文部科学省）

また、放課後児童対策関係者と学校との情報交換等の連携を推進する。（こども家庭庁・文部科学省）

④ 特別な配慮を必要とする児童への対応

放課後児童クラブや放課後子供教室において、障害のある児童が参加すること、虐待やいじめを受けた児童が来所すること、地域によっては日本語能力が十分でない児童が多く来所することもあることから、自治体や放課後児童クラブに対して、学校関係者と放課後児童クラブ及び放課後子供教室との間の連携のほか、必要に応じ、専門機関・施設や要保護児童対策地域協議会等の関係機関との連携を促す。（こども家庭庁・文部科学省）

障害のある児童については、インクルージョンを推進する観点から、障害の有無にかかわらず、豊かな放課後を過ごすことができるよう、特に同じ時間帯に開所される放課後等デイサービスも含めた総合的な放課後の児童の過ごし方について検討する。あわせて、障害児通所支援と放課後児童クラブを併行利用することもがいることから、調査研究により機関連携等に関する実態を把握した上で、そのノウハウ等を周知する。また、令和6年4月施行の改正児童福祉法において地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化された児童発達支援センター等との連携強化を進める。

また、日本語能力が十分でない児童に対しての育成支援を行うために必要とする翻訳機の購入や、翻訳等を行う育成支援の周辺業務を担当する職員配置に対して財政支援を行う。（こども家庭庁：令和8年度予算案）

放課後児童クラブにおいて、不登校の児童の利用や、利用児童による暴力行為等の支援困難事例が発生していることから、その実態を把握し、適切な支援に接続できるよう関係機関と連携した取組を検討する。（こども家庭庁）

⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進

学校における働き方改革の一環として、学校の開門を登校時間の直前とするなど朝の時間帯の教師の業務負担軽減の取組が行われる中において、児童の登校時間より早く保護者が出勤する家庭では、朝の時間帯のこどもの居場所が課題となっていることを踏まえ、授業開始前に、校庭や体育館の開放や家庭科室を活用したこども食堂の実施等に取り組んでいる自治

体や、児童が就学前までに通っていた保育所において朝の対応を行うことを検討している自治体もある。

朝の時間帯における学校施設の利用においても教師の新たな負担とならないよう管理運営上の責任体制に留意しつつ、自治体における独自の取組を支援するため、地域ボランティアの配置等に当たっては「こどもの居場所づくり支援体制強化事業⁹」、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」が活用可能であることや、取組の好事例を周知する。また、シルバー人材センターへの周知を行う。（こども家庭庁・文部科学省）

また、こうした問題には、柔軟な働き方の推進による対処も考えられることから、柔軟な働き方を取り入れている企業等の取組などが広く行われるよう、「こども・子育てに優しい社会づくり」を社会全体で推進する気運醸成に取り組む。（こども家庭庁）

⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援

これまでの被災地におけるこどもの居場所づくりの事例等を踏まえ、発災前から備えておくことも視野に入れた、災害時におけるこどもの居場所づくりの手引きを周知するため、啓発資料を作成し、関係者に普及する。（こども家庭庁）

⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業の実施【新規】

小学生の放課後の預かり機能の多様化を図ることや、多様な居場所づくりを進めるため、企業等民間の創意工夫を活かした小学生の預かりの場や、職域や地域に密着した小学生の居場所を構築するための環境整備に係る実証事業を実施する。（こども家庭庁：令和7年度補正予算）

⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部新規】

児童館は、すべてのこどもを対象とする児童福祉施設として多様な役割を発揮しているところであり、その機能等を国は「児童館ガイドライン」において整理し、周知を行っている。地域のこども・子育てに係る諸課題に対応するべく、今後の児童館等の活動を開発し、普及することを目的としたモデル事業を創設する。（こども家庭庁：令和7年度補正予算）

また、児童館における小学校高学年や中・高校生世代を対象とする遊びのプログラムの開発を継続し、小学校高学年を中心とした放課後児童クラブ退所後のこどもの居場所を確保する。さらに、児童館のもつ居場所機能に着目し、機能強化を図る児童館の施設整備費の補助率の嵩上げを継続する。これらにより、こどもの長期的・継続的な支援を行うことを目指す。（こども家庭庁）

⁹ 事業のうち、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援（モデル事業）」と「児童館等を活用した地域課題解決モデル事業」が活用しうる。

2) 放課後児童対策に従事する職員やコーディネートする人材の確保

① 放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善（再掲）

② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）

③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動を充実するため、地域学校協働活動推進員等について「地域と学校の連携・協働体制構築事業」により、放課後児童対策などの地域課題に応じ、専門性を活かした追加配置や常駐的な活動等を支援する。

また、放課後子供教室については、地域と学校が連携・協働して社会総掛かりでこどもの育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者などの地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わる NPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体などの地域人材の参画を促進する。（文部科学省）

3) 質の向上に資する研修の充実等

① 放課後児童対策に関する研修の充実

放課後児童クラブ、放課後子供教室等の放課後児童対策関係者の合同研修を積極的に実施し、交流や連携を促進するよう自治体に対して依頼するとともに、当該研修実施費用の補助を継続する。（こども家庭庁・文部科学省）

また、「地域と学校の連携・協働体制構築事業」においても、放課後子供教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図るため、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修支援を強化する。（文部科学省）

あわせて、放課後児童支援員等資質向上研修の体系化について検討する。（こども家庭庁）

② 性被害防止等への取組

職員による性暴力や、改正後の放課後児童クラブ運営指針に記載した児童間の性暴力等への対応のため、放課後児童クラブの性被害防止対策に係る設備等支援を行う（こども家庭庁：令和7年度補正予算）。

放課後子供教室を含む地域学校協働活動についても、活動に際して地域ボランティアが複数で対応することの徹底や研修の充実など、各自治体における性被害等の防止に向けた取組を要請する。（文部科学省）

こども性暴力防止法¹⁰において、放課後児童クラブや放課後子供教室は認定対象となることから、法の施行に向けて、情報提供等を実施する。（こども家庭庁・文部科学省）

③ 事故防止への取組【一部拡充】

放課後児童クラブの活動中における重大事故等が相次いでいることを踏まえ、自治体や放課後児童クラブ等に対して、時宜に応じた注意喚起を行う。（こども家庭庁・文部科学省）特に死亡等の深刻な事態が起こりうるプール活動時の留意事項等に関して、事業所における先行事例等を取りまとめた上で情報提供を行う。またその際に、近年の事故発生事案等を踏まえた安全対策やこどもの危険回避能力向上に係る研修教材を開発し、普及する。（こども家庭庁）

④ 「はじめの100か月の育ちビジョン」と連携した広報

「はじめの100か月の育ちビジョン」（令和5年12月閣議決定）は、幼保小接続の重要な時期を含め、全てのこどもの「はじめの100か月」（母親の妊娠期～小1）の育ちを切れ目なく支えることを目指している。本ビジョンに基づき、地域の関係者が連携して幼児期から学童期にわたって育ちを保障していくことは、こどもが安心して放課後を過ごすことにもつながることから、ビジョンの趣旨を関係者に周知していくとともに、ビジョンを踏まえた教育・保育等の関係機関の連携による放課後児童対策の取組事例を紹介するなど、必要な広報を進める。（こども家庭庁）

⑤ 遊びや体験活動の推進

児童の育ちにおいて、遊びや豊かな体験活動は重要なものであり、こどもの権利保障の観点からも、こどもたちが主体的に取り組める環境を整備することは大人の責務である。そのため、放課後児童クラブや放課後子供教室、児童館等において、遊びや豊かな体験活動に触れることができるよう検討を行い、先駆的な取組の周知等を行う¹¹。（こども家庭庁、文部科学省）

⑥ 放課後児童クラブ運営指針の改正内容の周知

近年の放課後児童クラブを取り巻く状況の変化や、各法令、「こどもの居場所づくりに関する指針」等を踏まえ、令和7年度に「放課後児童クラブ運営指針」を初めて改正し、同指針解説書を改訂した。放課後児童クラブの運営の道標となるものであることから、あらゆる

¹⁰ 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）

¹¹ これは児童期の発達支援に留まらず、非認知能力の獲得や体験格差の是正へとつながり、生涯にわたる能力開発につながるものである。

機会を通じて、改正内容の周知に努める。(こども家庭庁)

⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

スマートフォンのアプリ等を介して、空いた時間に働くことができるいわゆる「スキマバイト」については、放課後児童支援員及び補助員が業務を行うに当たって、こどもとの安定的・継続的な関わりという観点から懸念があること等について通知したところであるが、引き続き内容を周知する。(こども家庭庁)

2. 放課後児童対策の推進体制について

(1) 市町村、都道府県における役割・推進体制

① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施

新プランの推進のために設置された市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会については、放課後児童対策を検討する上で有効な協議の場であることから、今後も継続するよう要請する。また、都道府県域の推進委員会等、関係機関や市町村が連携する取組に対する支援を行う。(こども家庭庁・文部科学省)

② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところ、特に待機児童が発生するなど放課後児童対策の充実が喫緊の課題となっている自治体において、積極的に総合教育会議で取り上げるよう、関係会議等を通じて周知を図る。(文部科学省)

(2) 国における役割・推進体制

① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携

市町村、都道府県における推進体制と連動し、国においてはこども家庭庁と文部科学省の密な連携が欠かせないことから、放課後児童対策に関して二省庁は様々な機会を通じて連携を密にしながら、取組を進める。これにより、福祉部局と教育委員会の更なる連携を図るとともに新たな課題にも適時に対応していく。(こども家庭庁・文部科学省)

② 放課後児童対策の施策等の周知

関係する会議・フォーラム等あらゆる機会を通じて、本パッケージやこども家庭庁と文

部科学省が連名で発出した通知¹²の内容について周知を行う。

また、両省庁が行っている施策をはじめ、放課後児童クラブの空き状況の見える化に取り組む事例やコミュニティ・スクールの仕組みを活用して放課後児童対策に取り組む事例、放課後児童クラブや放課後子供教室で学校施設を活用する際に教師の負担を生じさせることのない管理運営の事例、校内交流型の事例、福祉部局と教育委員会が連携している工夫事例など、自治体の先駆的な取組を収集し、事例集としてまとめ、活用可能な支援策とともにウェブサイトに掲載する。（こども家庭庁・文部科学省、一部再掲）

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

今後更に放課後児童対策を充実させていく観点から、以下の目標や指標に基づく取組状況について、国として継続的にフォローアップを行い、施策の進捗管理を行う。

① 放課後児童クラブの整備

目標：約 165 万人分の受け皿整備を着実に進め、できる限り早期に待機児童の解消を図る。

指標：放課後児童クラブの整備量

② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携

目標：親の就労状況に関わらず、全てのこどもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子供教室の連携を推進することとし、同一小学校区内で放課後児童クラブと放課後子供教室が実施されている場合は、両事業の参加児童が交流できるよう、できる限り早期に全てを連携型とする。

指標：同一小学校区内で放課後子供教室が実施されている放課後児童クラブの数
うち、放課後子供教室と連携している放課後児童クラブの数（連携型の数）
うち、同一小学校区内等で実施している放課後児童クラブの数（連携型のうち校内交流型の数）

③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備

¹² 「放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について」（令和5年8月31日付けこ成環第125号・5教地推第71号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長、文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付けこ成環第116号・5教地推第179号こども家庭庁成育局成育環境課長、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長通知）

目標：こどもの安全・安心な居場所の確保の観点から、学校施設の積極的な活用を引き続き推進することとし、新規開設（学校外からの移転を含む。以下同じ。）する放課後児童クラブの所管部局が学校施設の活用を求める場合には、総合教育会議を活用するなどして調整を図り、できる限り早期に全て学校施設が活用できるようにする。

指標：学校内の放課後児童クラブの割合

当該年度に新規開設した放課後児童クラブのうち、学校内に整備された割合

当該年度の新規開設にあたり所管部局が学校施設の活用を求めた支援の単位数
うち、学校内に整備された支援の単位数

（２）子ども・子育て支援事業計画との連動について

子ども・子育て支援法における都道府県・市町村子ども・子育て支援事業計画（以下、「事業計画」という。都道府県・市町村こども計画と一体的に策定されるものを含む。）において、新プランにおいて示してきた内容について引き続き盛り込むことにより、計画的な放課後児童対策を推進することができると考えられる。

特に令和７年度を始期とする第３期市町村事業計画における放課後児童クラブの量の見込みについては、校内交流型や連携型の記載について整理を行った上で、『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方』（第三期手引き）を周知しており、市町村において必要な量を適切に見込んだ上で、計画的に確保するよう促したところであり、引き続き、情報提供等を実施し、市町村において、実態に即した適切な中間見直しが行われるよう促す。

（３）こども・子育て当事者の意見反映について

こども基本法に規定されているとおり、他のこども施策同様に放課後児童対策に関しても、自治体において、利用するこどもや子育て当事者の意見を聴取し、反映するよう検討していくことが求められる。



元教地推第12号
子子発0704第1号
令和元年7月4日

各都道府県知事
各都道府県教育委員会教育長
各指定都市市長
各指定都市教育委員会教育長
各中核市市長
各中核市教育委員会教育長

殿

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

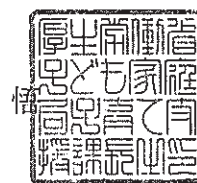
中野理美



(印影印刷)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長

田村



(印影印刷)

放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決め
について(通知)

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」を平成30年9月に策定し、今年度から実施しています。

本プランにおいて、特に学校は、放課後も児童が移動せずに安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとしており、その場合の学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化についても示しているところです。

これらを踏まえ、学校施設の管理運営上の責任の所在について、関係部局間での

取決めが行われやすくするよう、既に独自の取組を行っている自治体等の例を参考に、別添のとおり協定書のひな形を作成いたしました。

つきましては、管内・域内市町村に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市・中核市教育委員会にあっては所管の学校に対して周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は関係部局間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書の策定を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう促すものではありません。また、協定書の項目や取り交わし先についてもあくまでも参考であり、自治体・教育委員会・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で御活用いただくようお願いいたします。

○別添 首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形

< 本件連絡先 >

【放課後児童クラブに関すること】

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

電話:03(5253)1111 内線:4845, 4966

【放課後子供教室、小学校の学校開放に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

地域学校協働活動推進室

電話:03(5253)4111 内線:3260

注：この協定書（案）は、あくまで各自治体等で内容を検討する際の一助となるよう作成したものであり、この項目や記述に厳格に則ることを必ずしも想定したものではない。

（首長部局と教育委員会が協定を結ぶ場合のひな形）

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書（案）

〇〇市▲▲（以下「甲」という。）と〇〇市教育委員会■（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（施設の区分・管理）

第2条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- （1）学校専用エリア（主として学校の児童・教職員等が使用するエリア）
- （2）児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童・放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
- （3）共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）

2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。

3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している場合には、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

第3条 児童クラブの整備等にあたっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。

2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第4条 児童クラブ専用エリア、共用エリアに関わらず、児童クラブの使用開始時刻から使用終了時刻までに児童クラブ利用児童等に事故があった場合、又は児童クラブ利用児童等に起因する事故があった場合には、甲が責任を負うものとする。

（光熱水費の負担）

第5条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

（学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応）

第6条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。

2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

（個別協議）

第7条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

（疑義等があった場合の対応）

第8条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協議書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、甲、乙各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 ○○市 ▲▲

乙 ○○市教育委員会 ■■

放課後児童クラブの待機児童の解消が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、改めて「新・放課後子ども総合プラン」の趣旨を周知するとともに、待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、配慮いただきたい事項について通知します。

こ 成 環 第 125 号
5 教 地 推 第 71 号
令和 5 年 8 月 31 日

各都道府県放課後児童健全育成事業担当課長
各市区町村放課後児童健全育成事業担当課長
各都道府県教育委員会地域学校協働活動担当課長
各指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課長

こども家庭庁成育局成育環境課長
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課長
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長

放課後児童クラブの待機児童の解消等に向けた学校施設の活用等について（通知）

こども家庭庁と文部科学省では、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、「新・放課後子ども総合プラン」（平成 30 年 9 月 14 日付け 30 文科生第 396 号・子発 0914 第 1 号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知の別紙）（以下「新プラン」という。）を実施しているところであり、今年度がその最終年度となっています。

こども家庭庁が先日公表しましたとおり、本年 5 月 1 日現在（速報値）の放課後児童クラブの登録児童数は約 145 万人と過去最高となった一方で、利用できなかった児童（待機児童）が約 1.7 万人発生しており、待機児童も昨年に比べて増加しております。

待機児童の解消は喫緊の課題であり、引き続き新プランに基づき受け皿の拡大を着実に進めていく必要があると認識しています。

新プランにおいて、特に学校は、児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であることから、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等（長期休業期間中を含む）に一時的に使われていない特別教室や体育館等の徹底的な活用を促進するものとしております。

また、令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）における「放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究」の結果によれば、放課後児童クラブの利用を希望する家庭が利用できるようにするため「放課後児童クラブ（支援の単位）を増やす」ことに取り組んでいる地方公共団体において、量の整備に当たり課題となっていることとして、「実施場所の確保（小学校内等）」を挙げた割合が71.9%と、「放課後児童支援員等を含めた、放課後児童クラブの活動に関わる人材の確保」（75.2%）に次いで多くなっているところです。

これらのことから、改めて新プランの趣旨についてご理解いただくとともに、待機児童の解消を目指し、学校施設を有効活用した放課後児童クラブの実施等の取組を一層促進するため、ご配慮いただきたい事項について下記のとおりお知らせします。特に待機児童が発生している地方公共団体におかれましては、より一層のご配慮をいただくようお願いいたします。

貴職におかれては、下記の内容について十分ご了知の上、部局内関係課と共有・連携を図り放課後児童対策に取り組んでいただくとともに、都道府県放課後児童健全育成事業担当（部）局におかれては管内・域内市区町村（指定都市・中核市を除く）の放課後児童対策関係部署に対して、都道府県教育委員会地域学校協働活動担当課におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会地域学校協働活動関係部署に対して、指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課におかれては所管の学校に対して、本件について周知いただくようお願いいたします。

また、待機児童を解消するためには、市区町村のみならず、都道府県の役割が重要です。管内の市区町村における待機児童数や待機児童解消に向けた取組を行う上での課題等の状況把握を行い、関係部局間で連携の上、必要に応じての助言、情報提供等適切な支援を行っていただくようお願いいたします。

記

1. 学校施設等の有効活用について

（1）余裕教室の活用及び放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

- ① 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施を促進するため、余裕教室の活用を進めるとともに、学校の特別教室や体育館、校庭等（けが等が発生した場合の保健

室を含む) のスペースや、既に学校の用途として活用されている余裕教室を、学校教育の目的には使用していない放課後等の時間帯や長期休業等の期間に活用するなど、一時的な利用を積極的に促進すること。特に、待機児童は都市部を中心に発生しているが、そうした地域ほど児童数が多く、小学校 35 人学級の実施や特別支援学級の増加等の事情がある中において、余裕教室の活用が見込めない場合には、学校施設の一時的な利用（タイムシェア）を中心に検討する必要があること。

- ② こうした取組を推進するためには、学校教育・児童福祉を担う部局間・関係者間の連携が重要であり、地域や学校の実情に応じて、3. で後述するように総合教育会議や学校運営協議会の仕組み等を活用したり、学校関係者や放課後児童クラブ関係者、地方公共団体の担当部局等からなる協議会を設置したりするなどして、関係者間の理解を深めつつ、協議を行い、学校施設を放課後児童クラブに活用できないか検討すること。
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの実施に当たり、こども家庭庁の「放課後子ども環境整備事業」においては、余裕教室の改修、設備の整備・修繕及び備品の購入のための経費や、余裕教室等に代わる教材等の保管場所の確保に必要な倉庫設備の整備のための経費を補助している。あわせて、待機児童解消に向けた緊急対応として、令和 5 年度より、学校敷地内や公有地にプレハブ施設を設置するために必要な経費（リース料）を補助している。これら学校施設や学校敷地内を対象とした国庫補助を積極的に活用し、待機児童解消や受け皿整備を進めること。
- ④ 国庫補助を受けて整備された学校施設を活用する場合で、学校施設を転用し、財産処分手続が必要となる場合であっても、「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について」（令和 2 年 12 月 9 日付け 2 文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）（以下「令和 2 年通知」という。）において、国庫補助事業完了後 10 年以上経過した建物等の無償による財産処分の場合は、相手先を問わず国庫納付金を不要とするなど、財産処分手続の大幅な弾力化を図っていること。また、一時的な利用の場合には、財産処分手続は不要であること。

（2）廃校施設の活用

学校の統廃合に伴って生じた廃校施設について、地域の実情やニーズを踏まえた上で、放課後児童クラブに活用することも考えられる。国庫補助を受けて整備された廃校施設の財産処分手続に当たっては、前述の令和 2 年通知を参照すること。

また、こども家庭庁の「子ども・子育て支援施設整備交付金」等において、施設の改修や当該施設までの送迎支援に係る経費を補助しているため、適宜活用されたいこ

と。

(3) 学校施設と放課後児童クラブの複合化

近年、学校施設と他の公共施設等との複合化に取り組む地方公共団体が増えており、放課後児童クラブとの複合化の事例も多く見られる。こうした学校施設と他の公共施設等の複合化に関する報告書や事例集を文部科学省のウェブサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/mext_02087.html) に掲載しているので、整備を進める際の参考とされたいこと。

なお、公立学校施設と放課後児童クラブを複合化して整備する際、学校部分の施設整備に対しては文部科学省の補助金、放課後児童クラブ部分の施設整備に対してはこども家庭庁の補助金を活用できる場合があること。

2. 学校施設の活用に応じた責任体制の明確化について

放課後児童クラブは、学校施設を活用する場合であっても学校教育の一環として位置づけられるものではないことから、実施主体は学校ではなく市区町村となり、当該実施主体が責任を持って管理運営に当たるものである。一方、学校施設の活用に応じたは、教育委員会と福祉部局の適切な役割分担の下、密接な連携を図る必要があることから、「放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて」（令和元年7月4日付け元教地推第12号・子子発0704第1号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）において、学校施設の管理運営上の責任の所在について関係部局間での取決めが行われやすくなるよう、協定書のひな形を示しているの必要に応じて参考とされたいこと。

また、学校施設の一時的な利用（タイムシェア）を促進するため、あらかじめ取り決めておくことが望ましいと考えられる事項を別紙にて新たに示しているので、併せて参照されたいこと。

なお、これらの取決めやひな形については、関係部局間・関係者間での取組の一助となるよう参考として示すものであり、協定書等の締結を必須化したり、既存の取決めを変更したりするよう求めるものではない。教育委員会・福祉部局・放課後児童クラブ・学校等がそれぞれの状況を踏まえて最も適した形で活用されたいこと。

3. 関係部局間・関係者間の連携について

(1) 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

総合教育会議は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため、地方公共団体の長及び教育委員会により構成される。総合教育会議においては、教育を行うた

めの諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るために重点的に講ずべき施策等について協議を行うことになっている。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」（平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知）においても、総合教育会議の協議事項の一つとして、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について取り上げることも想定されているところ、待機児童が発生するなど放課後児童対策の充実が喫緊の課題となっている地方公共団体におかれては、放課後等の活動への学校施設の有効活用等を図っていく観点から、教育委員会と福祉部局が連携した総合的な放課後児童対策について積極的に総合教育会議で取り上げることが考えられること。

（２）推進委員会等による放課後児童対策の検討

新プランにおいては、市区町村に対し「運営委員会」の設置又は既存組織等による地域の実情に応じた放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に関する検討を求めている。こうした場を活用し、市区町村の教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校の教職員や放課後児童クラブの関係者との間で共通理解や情報共有を図るとともに、学校施設の使用計画や活用状況等について、協議を行い、教育委員会と福祉部局の双方が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努めること。

また、新プランでは、市区町村において円滑な取組促進が図られるよう、都道府県に対し「推進委員会」の設置又は既存組織等による放課後児童対策の総合的な在り方の検討を求めている。この推進委員会等と連動し、管内市区町村放課後児童対策担当者（教育委員会、福祉部局）との連絡会議を開催することも効果的である。こうした場を活用し、放課後等の活動への学校施設の有効活用等のために必要な情報共有を行うなど、関係部局間・関係者間の連携を図るよう努めること。

（３）学校運営協議会を活用した学校・家庭と放課後児童クラブとの連携

学校施設を活用して放課後児童クラブを実施するに当たっては、児童の様子や小学校の下校時刻の変更、事件・事故や天災等の緊急時などにも対応できるよう、学校関係者と放課後児童クラブ関係者等（放課後子供教室を実施している場合には、地域学校協働活動推進員等の放課後子供教室関係者を含む）との間で迅速な情報交換・情報共有を行うなど、十分な連携・協力を図ることが必要である。また、保護者との日常的・定期的な対話等を通じて家庭とも密接に連携し、児童の成長を関係者で共有していくことが重要である。

このように学校と家庭、放課後児童クラブ関係者等の間で連携を密にし、放課後児童対策の改善・充実を図る上で、放課後児童クラブ関係者を学校運営協議会の委員に加えたり、学校運営協議会の議題を工夫したりするなど、学校運営協議会の仕組みを

活用して情報や課題等を共有することが効果的であると考えられることから、学校運営協議会制度の導入や積極的活用について検討すること。

4. その他

(1) 放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した運営について

保護者の就労状況を問わず、こどもが交流し、学びや遊びを共にできる効果があることや、関係者がつながることにより地域に根ざした放課後児童対策を推し進めることができることから、新プランでは、全ての放課後児童クラブと放課後子供教室が連携することを求めているところであり、同一小学校内等で両事業を実施している場合には、引き続き一体型の推進を図ること。

なお、一体型の実施に当たっては、文部科学省の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」による備品費、こども家庭庁の「放課後子ども環境整備事業」による改修費等の補助の活用が可能な場合がある。また、こども家庭庁では、令和4年度補正予算において「放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業」を実施し、両事業関係者の連絡調整の場の設置、事業実施の検証等を行うことにより、両事業の一体的又は連携した実施の促進を図っている。必要に応じてこれらの事業を活用し、推進体制の構築及び実施環境の整備を図ること。

(2) 放課後のこどもの居場所づくりについて

待機児童対策としては、放課後児童クラブを新たに整備することのほか、児童館や社会教育施設等の施設を活用して、放課後のこどもの居場所を確保することも有効と考えられる。こども家庭庁の「放課後居場所緊急対策事業」では、待機児童が10人以上発生している市区町村において、児童館等に児童の入退館の把握や見守りを行う専門スタッフの配置により、放課後のこどもの居場所づくりを支援しているので、同事業の活用も検討されたいこと。

〈別紙〉学校施設の一時的な利用に係る関係部署間の確認事項（例）

〈別添〉参考資料

別添1 厚生労働省令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「放課後児童クラブの待機児童対策に関する調査研究」（概要・量の整備の課題）

別添2 参考事例 ※通知本文の記載順に掲載

- ・学校施設の一時的利用（タイムシェア）による放課後児童クラブの実施例
- ・文教施設における複合化の事例
- ・総合教育会議を活用した放課後児童対策の検討

- ・放課後児童クラブ関係者も含めた地域と学校の連携・協働体制を構築している事例

別添 3 関連事業 ※通知本文の記載順に掲載

- ・放課後子ども環境整備事業
- ・放課後児童クラブ運営支援事業
- ・子ども・子育て支援施設整備交付金
- ・地域と学校の連携・協働体制構築事業
- ・放課後児童クラブ等連携促進実証モデル事業
- ・放課後居場所緊急対策事業

《参考》関連通知等

- ・「新・放課後子ども総合プラン」について（平成 30 年 9 月 14 日付け 30 文科生第 396 号・子発 0914 第 1 号文部科学省生涯学習政策局長、文部科学省初等中等教育局長、文部科学省大臣官房文教施設企画部長、厚生労働省子ども家庭局長通知）

https://manabi-mirai.mext.go.jp/torikumi/shin_houkago_plan_tsuchi.pdf

- ・放課後児童クラブの実施における学校施設の管理運営上の取決めについて（令和元年 7 月 4 日付け元教地推第 12 号・子子発 0704 第 1 号文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長通知）

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R1tuuchi_houkago_jidoukurabu.pdf

https://manabi-mirai.mext.go.jp/upload/R1houkago_jidoukurabu_kyouteisyo.doc
[X](#)

- ・公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（令和 2 年 12 月 9 日付け 2 文科施第 281 号文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部長通知）

https://www.mext.go.jp/content/1234093_100003148_1.pdf

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（平成 26 年 7 月 17 日付け 26 文科初第 490 号文部科学省初等中等教育局長通知）

https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2017/02/27/1382481_010.pdf

- ・こども家庭庁ウェブサイト（放課後児童クラブ関連通知等）

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateishien/houkago-jidou/hourei-tsuuti/>

＜本件連絡先＞

【放課後児童クラブ、各補助事業に関すること】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係

電話：03(6861)0303

【学校運営協議会、放課後子供教室に関すること】

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課地域学校協働推進室

電話：03(5253)4111 内線：2005

【公立学校施設の整備に係る補助及び活用（財産処分）に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

電話：03(5253)4111 内線：2464

【学校施設の複合化（整備に係る補助を除く）に関すること】

文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課

電話：03(5253)4111 内線：4669

【総合教育会議に関すること】

文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課

電話：03(5253)4111 内線：4678

(別紙)

学校施設の一時的な利用に係る関係部署間の確認事項（例）

学校施設の一時的な利用（タイムシェア）（以下「一時利用」という。）によって放課後児童クラブを運営する場合は、福祉部局、教育委員会、学校、運営事業者等（以下「関係部局等」という。）の間で、以下のような事項について事前に確認を行っておくことが想定される。また、必要に応じて、覚書等を交わすことも考えられる。

1. 基本的な考え方

- ・学校教育に支障がない限り一時利用に協力すること
- ・一時利用を進めるにあたって関係部局等が協力すること 等

2. 一時利用する施設等

- ・一時利用する具体的な施設等の名称（多目的室、家庭科室、校庭、体育館等）
 - ・一時利用する施設等に備え付けられている設備で、利用児童、運営事業者職員が利用するもの 等
- ※学校の施設配置図を用いて示すことも考えられる。

3. 一時利用する日時

- ・2の施設等ごとの利用する日及び時間（学校休業日を含む） 等

4. 人数

- ・同一校内に一時利用と常時利用する施設がある場合、それぞれの放課後児童クラブの登録児童数と職員体制

5. 一時利用する日程の調整方法

- ・事前の調整方法
- ・利用の優先順位
- ・授業や学校行事等の急な変更時の対応
- ・予定していた施設等が利用できない際の対処方法 等

6. 動線

- ・利用児童、運営事業者職員等の動線
 - ・運営事業者職員以外の大人（保護者等）の動線 等
- ※学校の施設配置図を用いて示すことも考えられる。

7. 管理責任の範囲

- ・放課後児童クラブ事業の管理責任の所在
- ・使用後の原状回復
- ・施設等の破損への対応
- ・鍵やセキュリティシステムの取扱い
- ・防火管理
- ・一時利用する学校設備に管理上の瑕疵が合った場合の管理責任の所在 等

8. 緊急時の対応

- ・事件・事故発生時の対応
- ・地震・台風等の災害発生時の対応
- ・感染症や食中毒の発生時の対応
- ・保険や災害共済給付制度の範囲 等

9. 経費の分担

- ・一時利用する施設等の維持管理経費（光熱水費等）の分担 等

10. その他

- ・施設等の利用方法
- ・施設等の利用時のルール（飲食の可否、清掃）
- ・空調設備の保守点検の分担 等

11. 関係部局等、連絡先

- ・日常的な連絡先、対応者
- ・緊急連絡先、対応者

注記：

本通知における別添 1 以下は省略している。通知全体はこども家庭庁・文部科学省のホームページで掲載しているので参照のこと。

放課後児童クラブの待機児童の解消に向けて、今後の見通しを踏まえつつ、効果的・効率的な受け皿確保等に取り組む。このため、両省庁が連携して、放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組（※）については引き続き着実に推進するとともに、放課後のこどもの豊かな時間の確立に向けて多様な放課後の過ごし方を後押しする。

①放課後児童クラブの新たな受け皿整備の目標の設定

- 女性の就業率の伸び等を踏まえれば、登録児童数は2030年頃に約165万人でピークを迎えると推計され、その受け皿を確保することを目標とする。

2030年頃 約165万人

2025年5月現在 約157万人

②受け皿整備の方向性

- こども達に豊かな体験を提供する観点 及び こどもや子育て家庭が安心して利用でき、かつ、放課後児童対策を持続可能な形で実施する観点から、過密状態を避ける視点も持った上で、小学校内で実施される放課後児童クラブと放課後子供教室との校内交流型を強力に推進することとし、普通教室のタイムシェアを含めた学校施設等の既存施設の活用をより一層推進する。
- 放課後児童クラブ以外の放課後の居場所を求める声にも応えるべく、企業等の活力を活かし、小学生の預かり機能を地域や職域の状況に応じて生み出すモデル事業等を実施し、児童の放課後の居場所の選択肢の拡充を図る。
- また、同モデル事業の実施を通じて、放課後児童クラブ事業の認知を高め、放課後児童クラブ実施事業者の拡大も図る。

③これまでの取組の更なる推進

- 待機児童の状況の詳細の公表、補助金の活用状況の見える化、人手不足の状況を踏まえた放課後児童支援員の確保に向けた都道府県等の取組の後押し（活動の補助や、研修教材等の提供）、放課後児童クラブ職員の処遇改善の推進、安全に配慮した待機児童対策の推進等を図る。

※ 放課後児童対策パッケージ2025で掲げた取組

- ・放課後児童クラブの待機児童対策には「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」の3つが重要。
- ・取組上の課題として「待機児童発生状況の偏り」「補助事業の未活用等」「関係部局間・関係者間の連携」があり、対応を推進。

趣旨

- 待機児童対策の一層の強化と放課後の児童の居場所確保に向け、こども家庭庁と文部科学省が連携し、予算・運用等の両面から取り組むべき対策を示す。
- 今後の登録児童数を推計した結果を踏まえ、ピークとなる2030年頃の約165万人分の受け皿確保を目指す。
- 「場の確保」「人材の確保」「適切な利用調整（マッチング）」を通じた受け皿整備を、「待機児童発生状況の偏り」、「補助事業の未活用」、「関係部局間・関係者間の連携」にも着目しながら、推進。

受け皿整備の方向性

- 既存施設の活用をより一層推進する。
- 校内交流型を強力に推進する。

1. 放課後児童対策の具体的な内容について

（1）放課後児童クラブにおける待機児童の解消策

1）放課後児童クラブを開設する場の確保

- ① 施設整備に係る補助率の嵩上げ【R7補正】
- ② 学校（校舎、敷地）内における整備推進
- ③ 学校施設の積極的な活用
- ④ 学校外における整備推進（補助引き上げ）
- ⑤ 賃貸物件等を活用した受け皿整備の推進（補助引き上げ）
- ⑥ 保育所等の積極的な活用
- ⑦ スモールコンセッションによる整備の周知

2）放課後児童クラブを運営する人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善
- ② 職員に対する処遇改善【R8拡充】
- ③ 職員の確保支援【R8拡充】
- ④ 平日夜間の人材確保支援
- ⑤ 保育士・保育所支援センターやハローワーク等連携
- ⑥ ICT化の推進による職員の業務負担軽減【R8拡充】
- ⑦ 育成支援体制強化事業による業務負担軽減
- ⑧ DX化による職員の業務負担軽減【R7補正】
- ⑨ シルバー人材センターとの連携
- ⑩ 放課後児童クラブ等の魅力向上
- ⑪ 放課後児童支援員認定資格研修の推進【R8拡充】

（2）全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすための強化策

1）多様な居場所づくりの推進

- ① 放課後児童クラブと放課後子供教室の校内交流型・連携型の推進
- ② こどもの居場所づくりの推進（モデル事業、コーディネーター配置）【一部R7補正、R8拡充】
- ③ コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進（一部再掲）
- ④ 特別な配慮を必要とする児童への対応
- ⑤ 朝のこどもの居場所づくりの推進（好事例周知、機運醸成等）
- ⑥ 災害時におけるこどもの居場所づくりへの支援
- ⑦ 企業等の活力を活かした小学生の預かり機能構築モデル事業【R7補正】
- ⑧ 児童館等を活用した地域課題解決や居場所づくり【一部R7補正】

放課後児童クラブの実施状況（R7.5.1） 登録児童 157万人 待機児童 1.6万人
（R7.10.1）登録児童 152万人 待機児童 0.7万人

3）適切な利用調整（マッチング）

- ① 正確な待機児童数把握の推進、待機児童の詳細の公表
- ② 利用調整支援、送迎支援等によるマッチングの推進等

4）時期的なニーズ等への対応

- ① 夏季休業期間中における開所支援
- ② 児童数の増加による減額措置の猶予【R8拡充】
- ③ 開所日数に関する考え方の整理・検討
- ④ 長期休業期間中の昼食提供に活用しうる補助金の周知
- ⑤ 物価高騰等に対する支援【R7補正】

5）自治体へのきめ細かな支援とコミュニティ・スクールの仕組みの活用推進等

- ① 待機児童が多数発生している自治体への支援
- ② コミュニティ・スクールの仕組みを活用した放課後児童対策の推進

2）放課後児童対策に従事する職員やコーディネーターする人材の確保

- ① 常勤職員配置の改善（再掲）
- ② こどもの居場所づくり支援体制の構築等を行うコーディネーター配置支援（再掲）
- ③ 地域学校協働活動推進員の配置促進等による地域学校協働活動の充実

3）質の向上に資する研修の充実等

- ① 放課後児童対策に関する研修の充実
- ② 性被害防止等への取組【一部R7補正】
- ③ 事故防止への取組
- ④ 「はじめての100か月の育ちビジョン」との連携
- ⑤ 遊びや体験活動の推進
- ⑥ 放課後児童クラブ運営指針改正内容周知
- ⑦ いわゆる「スキマバイト」への対応

2. 放課後児童対策の推進体制について

（1）市町村、都道府県における役割・推進体制

- ① 市町村の運営委員会、都道府県の推進委員会の継続実施
- ② 総合教育会議の活用による総合的な放課後児童対策の検討

（2）国における役割・推進体制

- ① 放課後児童対策に関する二省庁間の連携
- ② 放課後児童対策の施策等の周知

3. その他留意事項について

（1）放課後児童対策に係る取組のフォローアップについて

- ① 放課後児童クラブの整備<165万人の受け皿整備を進め、できる限り早期に待機児童解消へ>
- ② 放課後児童クラブと放課後子供教室の連携<同一小学校区内でできる限り早期に全てを連携型へ>
- ③ 学校施設を活用した放課後児童クラブの整備促進<新規開設にあたり所管部局が求める場合、できる限り早期に全て学校施設を活用できるように>

（2）子ども・子育て支援事業計画との連動について

（3）子ども・子育て当事者の意見反映について

【事例】放課後児童対策における普通教室の活用事例(都内某市区町村)

- 公立小学校で放課後児童クラブや放課後子供教室を実施する中で普通教室を活用している事例
(※基本は、空き教室や特別教室を優先的に使用)

工夫やポイント

○工夫している点

・児童の私物の管理の工夫

- ➡ 児童は、下校時に机の中のものをロッカーにしまったり、ロッカーには布をかけてカバーするなどの対応
- ・放課後児童クラブ・放課後子供教室の担当者が可動式ワゴン等を使用し、専用の遊具等を運び出す。
- ・利用児童には、机の中に物を入れない、教室の中の物や掲示物に触らない、ということを徹底。
- ・原状復帰ができるよう、机と椅子にビニールテープで番号をつけたり、床に机の位置の目印をつけている。

○活用して感じたポイント

- ・教室内の物を触る、物の紛失、個人の物を壊してしまう等の懸念があったが、児童が触れることや、紛失等による大きなトラブルはほとんど生じていない。

課題や展望

- ・放課後における普通教室の利用状況によっては、学校と放課後児童クラブ・放課後子供教室の担当者が使用教室の調整をする必要がある。
- ・人数や活動内容に応じて使用教室を増やせるので、人数が多い時は宿題や本読みは教室を分けて使用するなど、臨機応変に活用することが可能となり、放課後児童クラブ・放課後子供教室の活動充実につながる。
- ・学校建替えの際には、備品の置き場や児童の動線など機能転換を前提とした検討を行っている。